

資源ごみ集団回収活動助成金交付事業

# はじめませんか？資源ごみの集団回収！

～4月から助成金が交付されることになりました～

町では、ごみの減量と限りある資源の有効利用、地域コミュニティの活性化を図るため、地域住民の皆さんによる「集団回収」を推奨しています。

皆さんの地域などで、身近なリサイクル活動として「集団回収」を始めてみませんか？

## ●集団回収とは

子ども会や町内会などの地域団体が、家庭から出る新聞紙や瓶、アルミ缶などの資源ごみを自主的に回収する「住民主体のリサイクル活動」で、本町では今年4月から「資源ごみ集団回収活動助成金交付事業」として、回収業者に売り払いした代金とは別に、回収した資源ごみの量に応じて町から助成金が交付されることになりました。

### ●対象団体

町内の子ども会、町内会、老人クラブ、女性団体、PTAなど5世帯以上で構成する団体

### ●助成の内容

助成金の交付

- ・基本額 1団体 5,000円（年度内1回限り）
- ・加算額 回収量1kgにつき4円

対象品目

新聞、ダンボール、雑誌、紙パック、ビール瓶、一升瓶、アルミ缶など

### ●集団回収のメリット

- ・集団回収を通じ、地域のコミュニティの形成が促進されます。
- ・実施団体の活動費として、助成金を有効に活用できます。
- ・資源の大切さを学ぶなど環境意識が高まります。
- ・分別が徹底され質の高い資源物を回収できます。

## ●集団回収をはじめするには？

① 団体の中で、必要な役割や回収する資源物の種類、いつ、どこに、どのように集めるかなどを決め、回収業者と相談します。

② 「集団回収活動実施団体登録申請書」を町に提出します。

③ 事前に決めた回収日時、場所、出し方を守り、資源物を出します。回収後は、回収業者から「買上伝票」等を受け、この伝票を添えて助成金交付申請書を町に提出することになります。

### ○必要書類

助成金交付申請書、資源ごみ回収実績報告書、買い上げ伝票等

問合せ先 役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213

平成27年4月から

# 特別養護老人ホームの新規入所対象が変わります

～特別養護老人ホーム入所をご検討の方へ～

特別養護老人ホームは、これまで要介護1から入所してきましたが、これからは、原則、要介護度3以上の高齢者に入所が限定されます。

ただし、要介護1・2について、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められた場合には、特例として入所できます。

※平成27年4月までに既に入所されている要介護1・2の方は引き続き入所できます。

要介護5

要介護4

要介護3

要介護2

要介護1

入所できる

入所できない

ただし、やむを得ない事由により認められた場合は、入所することができます。



問合せ先 役場福祉課介護保険係 ☎ (574) 2214

# 平成27年度から介護保険料額が変わります

豊頃町の基準保険料額 月額 4,936円

## ○あなたの介護保険料は？

基準保険料額（4,936円月額）をもとに、本人と世帯員の町民税の課税状況や本人の所得金額に応じて保険料が決定されます。平成27年度の保険料額は下記のとおり算出されます。

## 平成27年度 介護保険料額

所得段階	対象者	基準額	調整率	保険料額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方 ・世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入+合計所得が80万円を超えて120万円以下の方	月額 4,936円	× 0.5	29,600円 / 年
第2段階	・世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入+合計所得が80万円を超えて120万円以下の方		× 0.45	26,700円 / 年
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入+合計所得が120万円を超える方		× 0.62	36,700円 / 年
第4段階	世帯に町民税課税者がいるが、本人は非課税で、本人の年金収入+合計所得が80万円以下の方		× 0.75	44,400円 / 年
第5段階	世帯に町民税課税者がいるが、本人は非課税で、本人の年金収入+合計所得が80万円を超える方		× 0.87	51,500円 / 年
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が120万円未満の方		× 1.0	59,200円 / 年
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が120万円以上190万円未満の方		× 1.2	71,000円 / 年
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が190万円以上290万円未満の方		× 1.3	77,000円 / 年
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が290万円以上の方		× 1.5	88,800円 / 年
			× 1.7	100,600円 / 年

※×0.45（公費軽減後）→低所得者の保険料負担に配慮するため、第1段階の保険料については、国：1/2、道：1/4、町：1/4の負担割合で、公費により軽減を図る制度が導入される予定です。

※年金収入 町民税の課税対象となる年金の収入です（障害年金・遺族年金は含まれません）。

※合計所得 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことです。

## 介護保険料の納付方法

### <特別徴収と普通徴収>

年金が年額18万円以上の方は、保険料が年金から天引き（特別徴収）されます。

徴収額は、4・6・8月には前年度2月（平成27年2月）の保険料額をもとに仮に算定した保険料を納め（仮徴収）、10・12・2月は平成27年度町民税の課税状況から算定した保険料から仮徴収分を除いた額を納めます（本徴収）。

また、年金が年額18万円未満の方は、役場から送付する納付書により、役場窓口や口座振替で納めます（普通徴収）。

普通徴収の方は、口座振替にすると納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。

納付書が届きましたら、同封の「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、送付してください。

### <こんな時は普通徴収になります>

年金が年額18万円以上の方は、本来特別徴収により納めますが、次のような場合には一定期間、普通徴収により納めることとなります。

- ・年度途中で65歳になったとき
- ・他の市町村から転入したとき
- ・年金支給が一時差し止めになったとき
- ・前年度2月（平成27年2月）に保険料が天引きされていないとき など



問合せ先 役場福祉課介護保険係 ☎ (574) 2214